

エネルギー・食料品価格等物価高騰 対策支援給付金（3万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- エネルギー・食料品価格等物価高騰対策支援給付金（1世帯あたり3万円）は、住民税非課税世帯または均等割のみの課税世帯、令和5年1月以降に家計急変のあった世帯を支援する臨時的給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり**3万円**

給付金の支給時期

調布市が確認書(または申請書)を
受理した日から4週間後が目安です。

支給対象者と手続き

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員が令和4年度または
令和5年度のいずれか
**「住民税非課税 または
住民税均等割のみ課税」**の世帯

令和5年1月以降の収入が減少し
「住民税均等割のみ課税相当」
の収入となった世帯(家計急変世帯)

返送が必要です



返送期限：令和5年9月29日（金）

調布市から届く確認書の内容を確認し、
必要事項を記入のうえ返送してください。

※確認書は、令和5年5月1日時点で住民登録
がある方に送付されます。

※一部申請が必要な場合があります

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です



申請期限：令和5年9月29日（金）

申請書に必要事項等を記入して、提出書類
とともに郵送してください。

【申請書配布先】給付金窓口（市役所2階市民ロビー）、
生活福祉課（市役所3階）、神代出張所、各図書館、各公民
館、地域福祉センター（調布ヶ丘除く）、ふじみ交流プラザ、
総合福祉センター、市民活動支援センター、男女共同参画
推進センター、産業労働支援センターで配布。

市ホームページからもダウンロード可

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 住民税非課税 及び 住民税均等割のみ課税の世帯

(1) 世帯の全ての方が、令和4年度に 住民税非課税 または 住民税均等割のみ課税の世帯

基準日（令和5年5月1日）時点で調布市に住民登録があり、対象となる世帯には、調布市から給付内容や確認事項が書かれた確認書を郵送します。

確認書の内容(支給要件、振込先など)を確認して、

確認書と必要書類を調布市に **返送してください。**

(2) 世帯の全ての方が、令和5年度に 住民税非課税 または 住民税均等割のみ課税の世帯

基準日（令和5年5月1日）時点で調布市に住民登録があり、対象となる世帯には、令和5年7月中旬に、調布市から給付内容や確認事項が書かれた確認書を郵送します。

確認書の内容(支給要件、振込先など)を確認して、

確認書と必要書類を調布市に **返送してください。**

II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税均等割のみ課税相当※となった世帯（家計急変世帯）

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月以降に任意の1か月の収入×12倍）が市町村民税均等割のみ課税水準以下であることを指します。

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（調布市の場合） 単身の場合：100万円以下、母・子(1人)の場合170万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。申請書に必要事項を記入して、必要書類とともに調布市物価高騰対策支援給付金(家計急変世帯) 担当へ郵送でご提出ください。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



エネルギー・食料品価格等物価高騰支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、調布警察署(042-488-0110)か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

調布市物価高騰対策支援給付金コールセンター

☎ **0120-120-325**

受付時間 平日9:00~17:00（5月22日から10月31日までの土・日曜日、祝日を除く）

▲詳細は市HP参照

